

声 明

本日、東京高等裁判所第4刑事部は、えん罪「布川事件」の「再審開始決定」を下した水戸地方裁判所土浦支部決定を支持し、検察庁の即時抗告を退ける決定を下した。事件発生から41年、遅きに失したとはいえ、一審に続いて高裁が確定判決の誤りを断罪し、桜井昌司さん杉山卓男さんの『再審・無罪』の道を切り開いたことを高く評価する。

高裁の審理でも、弁護団は次々と新証拠を提出して、殺害「自白」の矛盾や録音テープの改ざん、目撃証人供述の変遷と誘導の経過、アリバイ成立等あらゆる角度から攻勢的にふたりの無実を立証した。一方、即時抗告を申し立てた検察側はほとんど立証活動をせず、徒に原決定を非難するだけの公判活動であったことは好対照である。

この抗告審を通して、原決定の正しさがより一層証明された。原審の木村鑑定に続く佐藤喜宣鑑定や職権による高取健彦鑑定でも殺害という最も重要な部分の自白の信用性が覆され、新たに提出された供述調書等から「目撃証言」の証拠価値が無いに等しいことが明白となった。

と同時に、取調官の違法な捜査手法と、無実につながる証拠を隠し続け、無実の者を有罪に追い込んだ検察官の公判活動の違法性も明らかとなった。別件逮捕に始まり、アリバイの否定、死刑の脅しなど、代用監獄における警察の誘導、偽計、脅迫によって虚偽自白を誘発し、拘留所で否認に転ずると代用監獄に逆送までして再自白をせまったこと。桜井・自白録音テープが13ヶ所も改ざんされ、捜査報告書や供述調書まで改変していたこと。検察官が法廷で虚偽の答弁を弄し、警察官の偽証まで許して裁判所を欺き続けたこと等々である。

布川事件はこうした警察・検察の不正義とこれを見過ごした裁判所によって生み出されたえん罪事件である。その結果、ふたりは強盗殺人犯の無期懲役囚として29年間も投獄され、青春も自由も奪われ、家族と社会から断絶され、親の死に目にも会えず、41年も犯罪者としての人生を強いられたのである。

検察庁は、本事件におけるこうした警察・検察側の対応を厳しく反省し、裁判所の決定に従って速やかに再審に応じることを強く求める。抗告審は本件即時抗告自体が理由のないものであったことを断じたのであるから、仮にも特別抗告に及ぶような暴挙は断固許されないとを自覚すべきである。

この間、富山県のいわゆる氷見事件、鹿児島県の志布志事件、北九州市の引野口事件等相次いでえん罪事件の無罪が確定した。今なお布川事件に共通する警察・検察の見込捜査や違法な取り調べ、自白強要が多くのえん罪を生み出している。

私たちは、一日も早く布川事件の再審によって無実のふたりの無罪を確定させることとあわせて、構造的な誤判原因を解明し、取り調べ全過程の可視化・記録化や検察証拠の全面開示など、抜本的なえん罪の再発防止策を講じることを求めるものである。

今日の決定は、当事者と弁護団、そして全国の支援運動が力をあわせてかちとった成果であることに確信を持つと同時に、ふたりの奪われた人権を回復するため、一日も早く再審無罪判決を勝ちとる決意を新たに、引き続き全力をあげてふたりの支援活動を続けていくものである。

2008年7月14日

日本国民救援会中央本部
再審・えん罪事件全国連絡会
布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

布川事件・東京高裁、再審開始決定！ 最高裁は不当な特別抗告の即時棄却を！

布川事件再審請求即時抗告審（東京高裁第4刑事部門野博裁判長）が、7月14日（月）午前10時に検察官の即時抗告を棄却しました。門野博裁判長は「新旧の証拠を総合評価すると、確定判決が有罪の根拠とした目撃証言や自白の信用性に重大な疑問が生じた」「二人の供述は次々変更されてとらえどころがない」また「虚偽の自白を誘発しやすい環境に置いたことには問題があった」と指摘しました。

にもかかわらず、7月22日、検察庁は不当にも最高裁に対して、特別抗告をしました。

この特別抗告は、抗告の理由のないもので、到底認められないものです。また、東京高裁の即時抗告審でなんらの積極的立証も反証もしなかった検察が特別抗告するというのは、いたずらに審理を長引かせるためだけのものであり、極めて不当で許されるものではありません。

桜井さん・杉山さんは、裁判所・捜査当局により、その人生の大半を無実の罪を背負って生きてきました。二人にこれ以上無用の時間を浪費させないよう、私たちは検察側が特別抗告を即刻取り下げ、再審公判で持ちこた証拠を全面開示することを強く要求します。

抗議・要請先 〒100-8904 千代田区霞ヶ関 1-1-1 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 殿
〒100-8904 千代田区霞ヶ関 1-1-1 東京高等検察庁検事長 大林 宏 殿

I、特別抗告を受けての運動方針

- ① 東京高裁決定報告・学習会を全国各地で無数に開催する
- ② 最高裁への特別抗告棄却要請署名・ハガキを作成・提出する
- ③ 偶数月は名張・布川統一支援行動日を設定し、最高裁前宣伝・要請、銀座マリオン前宣伝を行い、奇数月は救援会の最高裁統一行動に参加、独自要請、銀座マリオン前宣伝を行う
- ④ 8月30日の第18回全国現地調査で今後の運動方針を意思統一する

II、当面の取組み

- ☆7月29日（火） 12:00～13:00 東京高裁前宣伝
- ☆7月30日（水） 16:30～17:00 東京高検・最高検への抗議・取り下げ要求書提出
17:00～18:00 日弁連前宣伝 18:00日弁連報告集会（クレオへ）
- ☆8月1日（金） 18:00～19:00 水戸駅北口ペDESTリアンデッキ宣伝・花火鑑賞・交流会
- ☆8月3日（日） 10:00～12:00 利根町宣伝（成田線布佐駅松島洋事務所）
14:00～16:00 第18回全国現地調査実行委員会（同）
- ☆8月29日（金） 名張・布川事件統一支援行動
8:15～9:00 最高裁前宣伝 10:00～11:00 最高裁要請 12:00～13:00 銀座マリオン前宣伝
- ☆8月30日（土）～31日（日） 第18回全国現地調査